

羽島市審議会等の会議の公開に関する要綱

平成24年3月30日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、審議会等の透明かつ公正な会議の運営を図り、市民等の市政への参画を促進することを目的とするため、審議会等の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において審議会等とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に基づき設置する附属機関及び規則、要綱等により設置する附属機関に準ずるもの（以下「審議会等」という。）とする。

(会議公開の原則)

第3条 審議会等の会議は、これを公開する。

(非公開とすることができる会議)

第4条 前条の規定にかかわらず、審議会等の長は、当該審議会等の会議の扱う事案の内容等が、次の各号のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、その会議の一部又は全部を非公開とすることができる。この場合において、審議会等の長は、必要があると認めるときは、当該審議会等の委員の意見を聴くことができる。

- (1) 審議会等の設置根拠である法律、条例又は規則等に会議を非公開で行うことを規定している場合
- (2) 羽島市情報公開条例（平成10年羽島市条例第29号。以下「情報公開条例」という。）第9条第1項各号の規定に該当する情報が含まれている事項について、審議等を行う場合
- (3) 会議を公開することにより、公正、円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合

2 審議会等の長は、会議を非公開とすることを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

(会議開催の事前公表)

第5条 審議会等の長は、会議の開催に当たっては、次の各号に掲げる事項をあらかじめ公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- (1) 審議会等の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 公開、一部非公開又は非公開の別
- (6) 一部非公開又は非公開とする場合は、その理由
- (7) 傍聴者の定員
- (8) 傍聴に必要な手続等
- (9) 事務局（審議会等の庶務を行う所管課等）に係る事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、審議会等が必要と認める事項

2 前項に規定する公表は、当該会議の開催日の1週間前までに会議開催案内書（別記第1号様式）を審議会等の事務局の窓口に備え置くとともに、市のホームページに掲載することにより行うものとする。ただし、会議開催案内書により難しいときは、任意の様式によることができるものとする。

（会議の公開の方法等）

第6条 審議会等の長は、会議を開催するに当たっては、会場に傍聴席を設け、前条第1項第8号に規定する手続をとった者の傍聴を認めることにより公開するものとする。

（傍聴者の決定）

第7条 審議会等の長は、会議開催までに、第5条第1項第8号に規定する手続きをとった者のうちから先着順又は抽選により、傍聴者を決定するものとする。

（会議の秩序維持）

第8条 審議会等の長は、会議を公開するに当たって、会議が円滑に行われるよう、傍聴者に次に掲げる事項を遵守させ、当該会議の秩序の維持に努めなければならない。

- (1) 会議開催中は静粛に傍聴することとし、会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 会議開催中はみだりに傍聴席を離れないこと。
- (3) 会議場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと（事前に審議会等の長の許可を得た場合を除く。）。
- (4) 会議場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会議場において、のぼり、旗、プラカード、鉢巻、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。

(6) 会議場においては、携帯電話、ラジオ等の電源を切ること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、議事運営に支障となる行為はしないこと。

2 審議会等の長は、前項各号に定める事項を傍聴者に周知するため、傍聴に係る遵守事項（別記第2号様式）を傍聴者に配付し、会議場内の見やすい場所に掲示する等の措置をしなければならない。

3 審議会等の長は、傍聴者が第1項各号に規定する遵守事項に違反するときは、これを制止し、従わないときは傍聴者に退場を命じることができる。

（一部非公開の会議の傍聴）

第9条 一の会議において一部非公開とする部分がある場合には、原則として、公開する部分を先に審議するものとし、事前にその旨を傍聴人に周知するものとする。

2 審議会等の長は、会議において非公開部分の審議に入るときは、傍聴人を、速やかに退場させるものとする。

（会議資料の提供）

第10条 審議会等の長は、公開する会議においては、必要に応じ、傍聴者にその内容が分かる資料（情報公開条例第9条第1項各号の規定に該当する情報が記録されている部分を除く。）を提供するものとする。

（会議要旨の公開）

第11条 審議会等の長は、羽島市審議会等における委員公募及び要旨公開に関する方針（平成18年3月24日決裁）に基づき、その要旨を作成し、公開するものとする。

（公開状況の公表）

第12条 市長は、審議会等の会議の公開状況については、毎年、これを公表するものとする。

（特別の定めがある場合の取扱い）

第13条 審議会等の会議の公開又は非公開の決定その他の手続等について、法令等に特別の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、審議会等の長が当該審議会等に諮って定めるものとする。

附 則（平成20年3月21日決裁）

（施行期日）

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(審議会等の長が選任されていない場合の特例)

- 2 審議会等の長が選任されていない場合は、当該審議会等の会議は公開するものとする。この場合において、審議会等の長が選任されたときは、会議の公開又は非公開の決定は、第4条に定めるところによる。

附 則 (平成23年8月5日決裁)

この要綱は、平成23年8月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第5条関係）

会議開催案内書

1 審議会等の名称	
2 開催日時	年 月 日（曜日） 時 分から 時 分まで
3 開催場所	
4 議題	
5 公開、一部非公開 又は非公開等の別 及び理由	公 開 ・ 一部非公開 ・ 非公開 (一部非公開又は非公開の場合の理由)
6 傍聴者の定員	人
7 傍聴に必要な手 続等	
8 その他必要事項	
9 問い合わせ先 (事務局)	所管課 電話番号

第2号様式（第8条関係）

傍聴に係る遵守事項

- 1 会議開催中は静粛に傍聴することとし、会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- 2 会議開催中はみだりに傍聴席を離れないこと。
- 3 会議場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと（事前に審議会等の長の許可を得た場合を除く。）。
- 4 会議場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- 5 会議場において、のぼり、旗、プラカード、鉢巻、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- 6 会議場においては、携帯電話、ラジオ等の電源を切ること。
- 7 1から6までに掲げるもののほか、議事運営に支障となる行為はしないこと。